平成25年度	費用進行基準を採用した業務に係る分	158,759,827	運営費交付金債務残高は以下の理由により、運営費交付金の収益化額が計画を下回り、翌年度に繰り越したものであります。 ①平成26年度で実行予定の施設維持等の経費に充当するため 事業費　100,325,300円 ②平成25年度において退職予定者が当初計画数を下回ったため 人件費　58,434,527円 なお、その他中期計画で予定した当年度に実施すべき業務については、計画どおりに実施済みであり、業務未達成による運営費交付金債務の繰越額はありません。当期債務残高につきましては、翌事業年度において該当項目支出時に収益化する予定であります。
	計	158,759,827	

⑻　運営費交付金以外の国等からの財源措置の明細

（単位：円）

区分	当期交付額	左の会計処理内訳			摘要
		建設仮勘定見返施設費	資本剰余金	その他	
施設整備費補助金	2,081,730,000	0	1,946,600,670	135,129,330	その他の処理は、施設費収益
計	2,081,730,000	0	1,946,600,670	135,129,330	

⑼　役員及び職員の給与の明細

（単位：千円、人）

区分	報酬又は給与		退職手当	
	支給額	支給人員数	支給額	支給人員数
役員	(279) 35,296	(1) 3	(0) 0	(0) 0
職員	(278,110) 1,296,662	(187) 164	(0) 174,528	(0) 7
合計	(278,389) 1,331,958	(188) 167	(0) 174,528	(0) 7

※注記　1．支給の基準

役員に対する支給の基準は、役員給与規程及び役員退職手当支給規程によっております。

職員に対する支給の基準は、職員給与規程及び職員退職手当支給規程によっております。

2．職員の給与支給人員数は、12ケ月の平均支給人員数によっております。

3．非常勤役員・非常勤職員については、（　）書き外数で記載しております。

4．千円未満の端数は切り捨てて記載しております。

計量法施行規則第百二十一条に基づく一般計量特別教習に関する公告

○独立行政法人　産業技術総合研究所公告第三十号

計量法施行規則（平成十三年経済産業省令第二十九号）第百二十一条の規定に基づき、一般計量特別教習について次のように公告する。

平成二十六年十月二十一日　　独立行政法人　産業技術総合研究所　理事長　中鉢　良治

一　受講資格　一般計量教習を修了した者

二　教習期間　平成二十七年一月八日から平成二十七年三月六日まで

三　教習会場　独立行政法人　産業技術総合研究所　計量標準管理センター　計量研修センター
〒三三〇―八五六一　茨城県つくば市東一丁目一番地一　中央第一　外周　さくら館

四　教習内容の概要　計量法（平成四年法律第五十一号）第百六十八条に規定する計量に関する業務に従事する経済産業省、都道府県、市町村、指定定期検査機関、指定検定機関、指定計量証明検査機関、特定計量証明認定機関及び指定校正機関の職員並びに一般計量士になろうとする者に必要な技術及び実務

五　募集定員　四十名

六　受講申請書の提出期限　平成二十六年十一月二十一日（必着）
ただし、最終日前でも定員になり次第受付は終了とする。

七　受講申請書の提出先
独立行政法人　産業技術総合研究所　計量標準管理センター　計量研修センター
〒三三〇―八五六一　茨城県つくば市東一丁目一番地一　中央第一　外周　さくら館

八　提出書類（各一通）
1　履歴書（独立行政法人　産業技術総合研究所が定める別紙様式第2）
2　受講申請書（独立行政法人　産業技術総合研究所が定める別紙様式第3）
3　写真（大きさは、縦四・五センチメートル・横三・五センチメートル、正面、半身、脱帽、提出日前三ケ月以内に撮影したもので、裏面に氏名を自署したもの）
4　一般計量教習の修了証書の写し又は修了証明書の写し
5　申請者本人のあて名を明記した返信用封筒（大きさは角形二号で、「簡易書留」と朱書きし、四百五十円切手を貼付のこと）

九　提出方法　郵送による場合は、簡易書留等配達の記録が残る方法で送付すること。

十　その他
独立行政法人　産業技術総合研究所　計量研修センターのホームページ
http://www.nmij.jp/~metroltrain/において、別紙様式等の情報を公開する。
教習の修了は受講状況及び筆記又は口述による修了試験の結果等により判定する。